

霧島市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月17日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び同条第2項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）の改正により、引用条項が削除されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。